

令和 3 年 6 月 23 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K04286

研究課題名(和文)生活困窮世帯の特徴分析に基づく予防的支援に関する研究

研究課題名(英文) Research on preventive support through the analysis on the characteristics of the households suffering poverty

研究代表者

西垣 千春(Nishigaki, Chiharu)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・教授

研究者番号：40218144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、生活困窮者の生活実態を動的に把握し、既存の公的支援や民間福祉事業が生活困窮に果たす役割を検証することを目的としている。生活困窮者への追跡調査、生活困窮に陥った精神疾患を有する者やコロナ禍で生活困窮に陥った世帯へ実態調査も行った。研究結果より、生活困窮者支援において、身体・精神状況の変化や、緊急的支援終結後の中長期的な状態を把握することで、予防的な支援を構築する必要性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

生活困窮者を支援する施策が実施されている一方で、自らの生活を維持できない人は増加している。より早く効率的な支援策の開発は急務であり、本研究は効果的に支援を提供していく上で、把握すべき情報や介入時期などに関する研究結果を示している。経済的困窮者に関する量的データ分析が少ない中で、本研究は量的に加え動的变化をおさえた貴重な分析である。学術的意義だけではなく、研究協力いただいた第一線で働いておられる実践者の方々にも役立てていただける意義は大変大きい。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to examine the role that existing public support, including social security systems, and social welfare programs play in addressing the living conditions of people in need, based on a dynamic understanding of their living conditions.

First, a follow-up survey was conducted on people who had fallen into poverty and used a local welfare program. Second, we analyzed the characteristics of the needy households in the Corona disaster. Third, we focused on mentally ill patients who had fallen into poverty, and analyzed their characteristics and living issues.

It is suggested that it is necessary to provide support for households whose living conditions do not improve over the medium to long term even after emergency and intensive support ends. And preventive support in earlier stage needs to be constructed.

研究分野：地域保健福祉

キーワード：生活困窮 制度 民間福祉事業 支援 滞納 精神疾患 追跡調査

1. 研究開始当初の背景

社会保険と生活保護との隙間を埋めるための制度として、求職者支援制度や生活困窮者自立支援などの新たな制度が2000年代後半以降創設されてきた。既存の社会保険制度や生活保護制度ではカバーされない生活困窮者の増加が、こうした新しい仕組みを必要としてきた。その背景には、現代の貧困が複雑化していることがある。複層化した貧困を、所得だけでなく、物質的な側面や社会参加の側面等も含め、社会的排除として多面的に把握する試みが行われている。ただし、貧困の多面的・複層的側面を量的に捕捉することは容易ではない。本研究では、量的に捕捉が難しい生活困窮者にアクセスするために、年間500件以上の生活困窮者を支援する民間福祉事業の援助対象者への援助記録を用いる。これにより、生活困窮者を量的に把握し、その生活実態を分析する。

申請者はこれまで、生活困窮に陥った高齢者、および、中高年者の研究を行ってきた。きわめて困窮した状況にある人への緊急時支援の実態を分析することにより、なぜ困窮に陥ったのか、緊急時の支援をうけることで一時的な危機的状況からどのように脱したのかを明らかにした。高齢者については、健康状態・セルフマネジメント能力の低下、他者による経済的搾取、予期せぬ事故・災害が困窮をもたらすこと、中高年については、世帯構成、構成員の就労状況、疾病などがリスク要因となっていることを明らかにした。ただし、困窮者の生活状況は緊急時を脱したとしても依然として不安定な要素が根本的には解消されないため、短期間のうちに変動することが多い。そこで本研究では、緊急時の民間福祉事業利用者への追跡調査を行うことで、緊急時支援後にどのような人が困窮状態から安定して抜け出せることができているのか、また、どのような人が再び困窮状態に陥っているのかを明らかにできると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、生活に困窮する人々の生活実態を動的に把握したうえで、社会保障制度をはじめとした既存の公的支援、および、民間福祉事業が生活困窮に果たす役割を検証することを目的とした。

まず、①人々が生活困窮に至る要因、および、そこから脱する要因を明らかにするために、質的・量的・継続的な独自調査を実施する(困窮世帯の生活実態・変化の分析)。あわせて、②生活困窮世帯の生活再建の土台となる既存の社会保障制度、および、民間福祉事業による緊急支が、生活困窮に対してどのように機能したか、生活再建に効果的であったかを分析する(困窮世帯に対する支援策の有効性の分析)。以上の分析から、生活困窮者の生活再建のための支援のあり方を提示することを目的とした。

本研究は、学問領域横断的(社会福祉、公衆衛生、社会政策)研究であること、支援現場への成果還元を志向した問題解決型の実証研究であり、学問的・実践的意義がある。

3. 研究の方法

本研究は以下の手順で行った。

- ① これまで生活困窮者に対して行われてきた経済的支援の効果について検証を行う。民間が行う経済的支援を通して、自立可能と判断された場合や公的サービスへのつながりが行われ、終結したケースについて、その後の生活状況の把握を行う。
- ② ①の結果を踏まえ、これまでの研究成果と合わせ、新規対象者については、定期的に生活状況把握を行い、支援による効果を検証する。
- ③ 支援効果が得られなかった要因について量的分析から検証する。
- ④ これらの結果から、生活困窮リスクへの予防的介入のあり方を提示し、実践の場における介入効果の評価を行う。
- ⑤ 研究成果をまとめ発信する。

2020年度に新型コロナウイルス感染症が広がり、生活困窮者の増加、新たな支援が実施された。緊急事態宣言が発出された大阪で、困窮に至る要因や必要とする支援も異なってくるのが推察されたため、分析の対象年度を追加し、量的分析を行った。

さらには、長期入院に至らないよう地域での生活支援のあり方の検討が行われている精神疾患患者についても、支援につながりながらも生活困窮に陥るものの特性を把握し、課題を明らかにするための分析を実施した。

4. 研究成果

研究結果の概要について報告する。

(1) 生活困窮者の追跡調査

生活困窮に陥り、大阪府の社会福祉法人と大阪府社会福祉協議会が実施している社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）利用者のうち2019年1月から2020年3月までの間に支援が終結し、調査への参加に同意が得られた297名を対象に追跡調査を実施した。支援終結時に自記式質問紙からなる第1回調査票を調査員が手渡しした後、返信用封筒を用いて郵送回収した。その後2か月ごとに調査票を郵送し、第1回調査と同様に返信用封筒での郵送回収を行った。なお、調査票への記入が困難な対象者に対しては調査員が面接により回答者の回答を記入し、郵送する方法をとった。調査期間は2019年1月から2021年3月までとし、支援終結から1か月後、2か月後、3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後、13か月後、15か月後、17か月後に調査票を郵送した。調査票では調査票配布時点の前後の月間の生活の変化を調査しており、最も短期間の回答者で12か月間、最も長期にわたる回答者で21か月間の生活の変化を捕捉した。調査項目は、世帯構成、世帯員の属性、就業状態、健康状態、障害や介護の必要度、所得の種類と程度、光熱水費や公共料金の滞納の有無、社会保障制度の利用状況、生活意識、人付き合いの頻度、悩みや不安の有無と種類、悩みや不安の相談相手についてである。

初回回答者297名（有効回答数295）のうち、2回目の調査に回答した割合は49.2%、3回目の調査に回答した割合は39.3%、4回目の調査に回答した割合は34.9%、5回目の調査に回答した割合は32.2%、6回目の調査に回答した割合は29.8%、7回目の調査に回答した割合は26.8%、8回目の調査に回答した割合は21.0%、9回目の調査に回答した割合は20.0%、10回目の調査に回答した割合は16.9%であった。

生活困窮の指標の一つとなる光熱水費や公共料金の滞納の有無に関する調査結果から、支援終結から時間が経過するほど滞納の有る世帯の割合は低下するものの、滞納が継続する世帯や、新たに滞納が発生する世帯も一定数存在することがわかった（表1）。支援終結から3か月時点で、水道料金、電気料金、ガス料金、電話料金、家賃のいずれかの滞納がある世帯の割合は43%であるが、3か月後に滞納があるもその後の調査時点では滞納が無い世帯は、5か月後調査では11%、7か月後調査では16%、9か月後調査では19%、11か月後調査では18%、13か月後調査では27%、15か月後調査では29%、17か月後調査では25%と増加傾向にあった。また、支援終結3か月後時点では滞納がなかったが、それ以降の調査時点では何らかの滞納があった世帯は、5か月後調査では13%であるが、それ以降の調査時点ではおおむね減少傾向にあった。ただし、支援終結3か月後時点で滞納があり、その後の調査時点でも滞納があった世帯は、5か月後から17か月後調査時点で36%から44%の低くはない水準を推移していた。そこで、長期間にわたり継続して何らかの滞納がある世帯をみたのが表2である。支援終結後3か月時点、5か月時点いずれも滞納があった世帯は23%、3か月時点、5か月時点、7か月時点でいずれも滞納があった世帯は14%、3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後、13か月後、15か月後、17か月後すべての時点において何らかの滞納が継続している世帯は7%であった。滞納が長期に継続している世帯は減少傾向ではあるものの、常に滞納を抱えている世帯も一定数存在し続けていることが明らかになった。

こうした滞納の有無の傾向から、生活困窮に対する緊急的な支援により生活の状況が改善し、支援終結後もその状態を維持できる世帯が多くみられるなかで、状況の改善がみられない世帯も一定数存在することが示唆された。

表1 水道料金、電気料金、ガス料金、電話料金、家賃の滞納の有無の変化（支援終結3か月後から17か月後までの変化）

| | 滞納無し | 滞納有り | |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 3か月後 | 57.3% | 42.7% | (N=96) |
| | 3か月後滞納無し→滞納無し | 3か月後滞納無し→滞納有り | 3か月後滞納有り→滞納無し |
| 5か月後 | 51.3% | 13.2% | 10.5% |
| 7か月後 | 54.3% | 7.1% | 15.7% |
| 9か月後 | 50.8% | 10.2% | 18.6% |
| 11か月後 | 52.6% | 7.0% | 17.5% |
| 13か月後 | 47.7% | 9.1% | 27.3% |
| 15か月後 | 53.7% | 2.4% | 29.3% |
| 17か月後 | 55.6% | 5.6% | 25.0% |

表2 水道料金、電気料金、ガス料金、電話料金、家賃の滞納の継続状況（支援終結3か月後から17か月後までの変化）

| | | |
|--|--------|--------|
| 3か月後 滞納有り | 42.7 % | (N=96) |
| 3か月後、5か月後 ともに何らかの滞納有り | 22.6 % | (N=84) |
| 3か月後、5か月後、7か月後 いずれも何らかの滞納有り | 13.9 % | (N=79) |
| 3か月後、5か月後、7か月後、9か月後 いずれも何らかの滞納有り | 11.9 % | (N=67) |
| 3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後 いずれも何らかの滞納有り | 8.7 % | (N=69) |
| 3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後、13か月後 いずれも何らかの滞納有り | 7.4 % | (N=54) |
| 3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後、13か月後、15か月後 いずれも何らかの滞納有り | 6.3 % | (N=48) |
| 3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後、13か月後、15か月後、17か月後 いずれも何らかの滞納有り | 7.0 % | (N=43) |

今後、分析を深め、生活状況の改善につながった世帯、改善に時間を要した世帯、また、改善に至らない世帯の特性についても把握していき、生活困窮の予防への提言を行っていきたいと考えている。

（2）コロナ禍における生活困窮予防へのアプローチの視点 一生活困窮に陥った世帯の特質分析を通して一

分析対象となったのは、123世帯、支援対象者の性別は男性68人、女性55人である。

- ① 年齢分布では、男性は40～59歳の中年層、39歳以下の若年層、60歳以上の高年層の順で全ての年齢層に支援を必要とするものが認められた。女性では、中年層、若年層の占める割合が高く、高年層は少なかった。
- ② 世帯別年齢分布をみると、独居においては中年層が非常に多い。若年層においても独居世帯は多い。2人世帯においても中年層、3人以上世帯では若年層が多いことが認められた。
- ③ 困窮原因を見ると、男性では「失業」によるものが多く、女性では「非正規の仕事減」によるものが高い割合を占めていた。年齢別では若年層、中年層で「失業」の割合が高く、次いで「非正規の仕事減」「正規・自営の仕事減」が続いた。高年層では「非正規の仕事減」「自営の仕事減」「正規の仕事減」の順であった。

結果から以下のことが考察できる。

- ① 男性の困窮者が女性を上回り、特に中年層、次いで若年層の独居世帯の生活困窮者が高い割合を占めることから、「失業」や「仕事減」への早い状況把握が必要と考えられる。
- ② 女性の若年・中年層においては、世帯人数に関わらず「仕事減」の影響が大きく、状況に応じた対応が必要であると考えられる。さらに2人以上の世帯には母子世帯が多く含まれ、保育、養育と仕事減の二重の課題を抱える世帯が多いと考えられる。

今回の分析の対象となったものの多くはすでに制度や福祉事業につながっているものがほとんどであり、比較的状況把握がしやすいものが多いと考えられる。「失業」や「仕事減」への時宜を得た対応は、コロナ禍において活動が制限される中、本人の努力では限界があり、対応の仕組みづくりは急務である。今回の分析を通して、以下の取組みが必要であると考えられる。

- ① 現状認識を常に更新し、相談に関わるすべての者の間で共通の認識を深め、連携をとる
- ② 地域みまもりの体制を構築し、セーフティネットを層化する
- ③ 相談対応の場所や方法などを様々な媒体を通して発信、相談対応の多様化を図る

コロナ禍の生活困窮に陥る者をなくすためには、困窮者への支援を通して、特性を把握し、予防的な関わりに生かしていくことが求められる。現在では一義的な困窮原因として挙げられていない身体・精神状況の変化にも注意を払い、失業や減収の形態変化の把握にも努める必要があると考えられる。

（3）生活困窮に陥った精神疾患患者の特性と生活課題

2018年度中に生活困窮に陥り、生活困窮者レスキュー事業により、経済的支援を受けたもの643名中精神疾患患者は88名（13.7%）であった。基本的属性は、男性35名、女性53名、年齢は、40代が29名と最も多く、次いで30代18名、20代16名などの順で40代以下が75.1%を占めた。

精神疾患患者の特性を把握するために分析を行ったところ、主だった結果として以下の5点が認められた。

- ① 精神疾患患者では、生活保護を必要としているものの割合が18.2%、精神疾患ではない生活困窮者の生活保護を必要とするものの割合8.1%の2倍以上であった。
- ② 精神疾患患者では、医療費を必要としているものの割合が16.9%、精神疾患患者ではない生活困窮者の医療費を必要とした割合8.3%の2倍以上であった。
- ③ 住居関連費を必要とするものの割合が、精神疾患ではない生活困窮者38.6%に対し、精神疾患患者では58.4%と高い割合であった。

- ④ 精神疾患患者の中で、性別に生活保護必要の有無をみたところ、女性では必要とするもの43.4%、男性では54.3%であり、男性の方が高い割合であった。
- ⑤ 精神疾患患者の中で、年齢別に生活保護必要の有無をみたところ、必要とする者の割合が20代62.5%、30代55.6%と過半数を占め、若い年代で高いことが認められた。

何らかの経済的支援を必要とする生活困窮者の中に生活保護受給申請を必要とするものがあるが、精神疾患患者においてその割合が高いこと、また医療費を必要とするものにも精神疾患患者の割合が高いことが認められた。医療からも遠ざかり、症状が悪化し生活管理能力の低下などの原因があると考えられる。さらに、精神疾患患者では、住居関連費を必要とするものの割合がそうではないものより大幅に高く、状態が悪化する中で、引越しなどの判断ができないなど、家賃が払えなくなり困窮に陥ったものも多いと推察される。

生活保護を受給していても生活が立ち行かなくなるケースは精神疾患患者では多い。生活困窮に陥るものではひとり暮らし世帯が過半数を占めるが、その割合は精神疾患ではさらに高い。精神疾患患者の性別を見ると、生活困窮に陥る割合は女性のほうが高いが、生活保護を必要とする割合は男性が高かった。

これらを考えあわせると、精神疾患患者では、医療受診の中断が起きないこと、また一人暮らしの場合には見守りや助言の仕組みが必要であること、そして生活保護を必要とする場合にはさらに男性への見守り、助言の体制が必要であることが課題であると考えられた。精神疾患患者の生活困窮者には、若い年齢層の割合が高く、この現状を改善するためには、症状への初期対応とその後のサポートをより効果的に構築することが急務と考えられる。

これらの研究結果については、学会発表を行ったものも含め、論文としてまとめる段階にある。さらに本研究は生活困窮の予防に役立てていくことが大きな目的であることから、大阪府社会福祉協議会が主催する、地域で支援に携わる職員、行政職員を対象とする研修会での報告を継続している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

| |
|--|
| 1. 発表者名 Yuko Tamiya, Chiharu Nishigaki |
| 2. 発表標題 Dynamics of poverty and impacts of poverty relief programme |
| 3. 学会等名 16th EASP (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名 西垣千春、田宮遊子 |
| 2. 発表標題 生活困窮に陥った精神疾患患者の特性と生活課題 |
| 3. 学会等名 社会医学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Yuko Tamiya, Chiharu Nishigaki |
| 2. 発表標題 Dynamics of poverty and impacts of poverty relief programme |
| 3. 学会等名 16th EASP(East Asian Social Policy) The Annual Conference |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Chiharu Nishigaki |
| 2. 発表標題 Rrebuilding lives in Tsunami-affected area in Japan; Achievement and challenges |
| 3. 学会等名 International Academy of Law and Mental Health (国際学会) |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 西垣千春 |
| 2. 発表標題 コロナ禍における生活困窮予防へのアプローチの視点ー生活困窮に陥った世帯の特質分析を通してー |
| 3. 学会等名 社会医学会 |
| 4. 発表年 2021年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

| |
|---|
| <p>研究成果の還元として、生活困窮者の支援に携わる方々への報告会を行った。</p> <p>事業名：令和2年度まっせ・市民セミナー 大阪しあわせネットワーク「生活困窮者レスキュー事業 事例調査・分析報告 会」 開催日：2020年12月21日 14：00～15：30 場所：大阪府社会福祉協議会 講演者：西垣千春・田宮遊子 演題：「生活困窮世帯の特徴分析と予防的支援：公共料金・家賃滞納世帯に焦点をあてて」</p> <p>事業名：3.8国際女性で 岡山県実行委員会主催「3.8国際女性で 岡山県集会」 開催日：2021年3月13日 場所：岡山県立図書館 講演者：田宮遊子 演題：「新型コロナウイルスと女性ー生活困窮の視点からー」</p> |
|---|

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|--|---------------------------------------|----|
| 研究分担者 | 田宮 遊子 (Tamiya Yuko) (90411868) | 神戸学院大学・経済学部・教授 (34509) | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|